

平成15年6月11日
周南市社協細則第2号

社会福祉法人周南市社会福祉協議会
生活安定対策資金取扱細則

(借入れの手続き)

第1条 生活安定対策資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、借入申込書（別記第1号様式又は別記第1の2号様式）を、その居住地を担当区域とする民生委員（以下「担当民生委員」という。）を通じ、社会福祉法人周南市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の会長（以下「本会会長」という。）に提出するものとする。

2 担当民生委員が借入申込書を受け取ったときは、すみやかに内容を検討のうえ、意見書（別記第2号様式）を添えて、本会会長に提出するものとする。

3 本会会長は、第1項の規定による借入申込書に必要な応じて所得の状況・借入れを必要とする理由・金額等を証する書類を添付させることができるものとする。

4 本会会長は、借入申込者が生活保護法にいう被保護世帯（以下「被保護世帯」という。）である場合は、福祉事務所長から借入申込みについての意見を聞かなければならない。

(審査決定)

第2条 本会会長は、更生援護資金の借入申込書を受け付けたときは、社会福祉法人周南市社会福祉協議会貸付調査委員会要綱（平成15年6月11日周南社協要綱第4号）に定める調査委員会（以下「調査委員会」という。）の意見を聞いて貸付けるかどうか決定するものとする。ただし、緊急に処理する必要があるもの、その他調査委員会で定めるものについては、その意見を聞かないで資金を貸し付ける旨を決定することができる。

(貸付決定の通知)

第3条 本会会長は、借入申込書に対して資金を貸し付ける旨決定したときは、貸付決定通知書（別記第3号様式）を又貸し付けない旨を決定したときは、貸付不承認決定通知書（別記第4号様式）を遅滞なく借入申込者に交付するとともに、担当民生委員にその旨を連絡するものとする。

2 本会会長は、被保護世帯に係る前項の通知をしたときは福祉事務所長にその旨を連絡するものとする。

(貸付金の交付と借用書の提出)

第4条 更生援護資金の貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに保証人の連署した借用書（別記第5号様式）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）及び保証人の印鑑証明書を添えて本会会長に提出しなければならない。

2 療養資金又は老人医療資金の貸付決定通知書の交付を受けた者は、すみやかに借用書を提出しなければならない。

3 本会会長は、前各項の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の手続)

第5条 借受者は、貸付決定通知書に定められた償還計画に従い、所定の支払期日までに、所

定の元金及び利子を本会会長に償還しなければならない。

- 2 本会会長は、借受者が貸付金の償還を完了したときは、当該借受者に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を、遅滞なく借受人に返還するものとする。

(償還金の支払猶予手続)

第6条 借受者は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予申請書（別記第6号様式）を、担当民生委員を通じ本会会長に提出するものとする。

- 2 本会会長は、申請書を受け付けたときは、調査委員会の意見を聞いて償還金の支払いを猶予するかどうかを決定するものとする。

- 3 本会会長は、償還金の支払いを猶予を認める旨の決定をしたときは、支払いを猶予した期間及び当該支払猶予により変更した償還期間その他、本会会長が認める事項を記載した支払猶予承認通知書（別記第7号様式）を、担当民生委員を通じて当該借受者に交付するものとする。

- 4 本会会長は、償還金の支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（別記第8号様式）を、担当民生委員を通じて当該借受者に交付するものとする。

(延滞利子の支払免除等の手続)

第7条 借受人は、延滞利子の支払い免除を申請しようとするときは、支払免除申請書（別記第9号様式）を担当民生委員を通じて本会会長に提出するものとする。

- 2 本会会長は、申請書を受け付けたときは、調査委員会の意見を聞いて、延滞利子の支払免除をするかどうかを決定するものとする。

- 3 本会会長は、延滞利子の支払免除を認める旨の決定をしたときは、支払を免除した金額を記載した延滞利子支払免除承認通知書（別記第10号様式）を、担当民生委員を通じて当該借受者に交付するものとする。

- 4 本会会長は、支払の免除を認めない旨の決定をしたときは、延滞利子支払免除不承認通知書（別記第11号様式）を、担当民生委員を通じて当該借受者に交付するものとする。

(氏名又は住所等の変更)

第8条 借受者又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、住所氏名等変更届（別記第12号様式）により、借受者はすみやかにその旨を、本会会長に届け出なければならない。ただし、借受者が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

(重複貸付)

第9条 借受者の生活の安定を図るため、特に必要があると認められる場合は、資金を重複して貸し付けることができるものとする。

(再貸付)

第10条 更生援護資金及び老人医療資金の再度にわたる貸付けは、借受者の生活の安定を図るため特に必要があると認められる場合であって、既に貸し付けられた貸付金の償還未済額と、更に貸付を受けようとする金額との合計額が10万円の範囲内であるときは、貸し付けができるものとする。

- 2 療養資金の再度にわたる貸付は、既に貸し付けられた貸付金の償還未済額と、更に貸付を受けようとする金額の合計額が10万円の範囲内であるときは、貸し付けができるものとする。

(生活保護法その他の施策との関係)

第11条 母子福祉資金・寡婦福祉資金・生活福祉資金・その他の公的資金の貸付を受けられる者は、原則として資金の貸付対象としないものとする。ただし、当該世帯の生活の安定を図るため、特に必要があると認められる場合はこの限りではない。

2 生活保護法にいう被保護者については、当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められる場合に限り、更生援護資金を貸し付けることができる。

附 則

1 この細則は、公布の日から施行し、平成15年4月21日から適用する。

2 この細則の施行の前日までに、社会福祉法人徳山市社会福祉協議会生活安定対策金貸付取扱細則、社会福祉法人新南陽市社会福祉協議会生活安定対策金貸付取扱細則、社会福祉法人鹿野町社会福祉協議会社会福祉安定資金貸付取扱細則の規定に基づきなされた処分、手続きその他の行為は、この取扱細則の相当規定に基づきなされた処分、手続きその他の行為とみなす。